

I. 2021年度入試最新情報

大学入学共通テスト

問題作成の方向性

● 問題作成の方向性

知識の理解の質を問う問題、思考力・判断力・表現力を活用して解く問題を一層重視
※2018年度試行調査は平均得点率（平均正答率）が5割程度となるよう作問
（センター試験の目標平均点は6割を想定）

● 問題の場面設定

- ・ 授業において生徒が学習する場面、社会生活や日常生活の中から課題を発見し解決方法を構想する場面、資料やデータ等をもとに考察する場面など、学習過程を意識した場面設定を重視

☞ 試行調査では話し合いやグループ学習、実験・研究の場面など高校で学習する場面を想定した設定の問題目立つ

- ・ 教科書で扱われていない初見の資料等も扱い、これまでに身に付けた知識の理解や思考力が、新たな場面で力が発揮できるかを問う



● 必要な情報を組み合わせて思考・判断させる問題

- ・ 文章・図・資料などの複数の情報を提示し、必要な情報を読み取る力や、読み取った情報を比較したり組み合わせたりして、課題を解決する力を問う

■ 2021年度入試、各大学のここをチェック！

1. 大学入学共通テストを利用する？しない？

- ◆ 国立大学は原則として利用。私立大学も利用の動きが拡大する見込みです。私立大学の場合、一般入試での利用方法が大学によって異なり複雑です。必ずチェック！

2. 英語資格・検定試験の成績を利用する？しない？

- ◆ 利用する場合「利用方法」と「必要なCEFRレベル」をチェック！受検するタイミングにも注意が必要です。

※CEFR: 語学コミュニケーション能力のレベルを示す国際標準規格 (Common European Framework of Reference for Languages)

3. 出願時にレポート記入が必要？不要？

- ◆ 私立大学を中心に、出願時に「主体性・多様性・協働性に関する経験の記入」や「志望理由の記入」を課すと公表する大学が増えています。「学力の3要素」を評価するための制度です。

2021年度入試、各大学のココをチェック！〈国立大〉

◆ 2021年度入試 各大学の公表一覧（国立大）（2019.1現在）

※詳細は各大学のホームページ等でご確認ください。

大学名／ 項目	東京大	京都大	東北大	名古屋大	大阪大	九州大	東京 工業大
共通テストを 利用	○	○	○	○	○	○	○
英語資格・検定 試験を利用	△ (別途証明 書も可)	△ (別途証明 書も可)	×	△ (別途証明 書も可)	○	○※1	○
英語資格・検定 試験の利用方法	出願 資格	出願 資格	-	出願 資格	出願 資格	出願 資格	出願資格／ 部分配点※2
求められる CEFRLレベル	A2	A2	-	A2	A2	A2	A2以上 (予定)
出願時に レポート記入			調査書対応 のチェック リストによ る自己申告			後日公表	

※1 出願要件を満たさない志願者については、理由書の提出により出願できる場合がある。

※2 個別試験の「英語」配点150点のうち30点について英語資格・検定試験の成績を利用予定。具体的な加点方法は未定。

1. 大学入学共通テストは原則として利用

- ◆ 国立大学協会の基本方針に基づき、センター試験と同様に原則として5教科7科目が出題されます。
- ◆ 「英語」は、資格・検定試験と共通テストの両方が課されます。

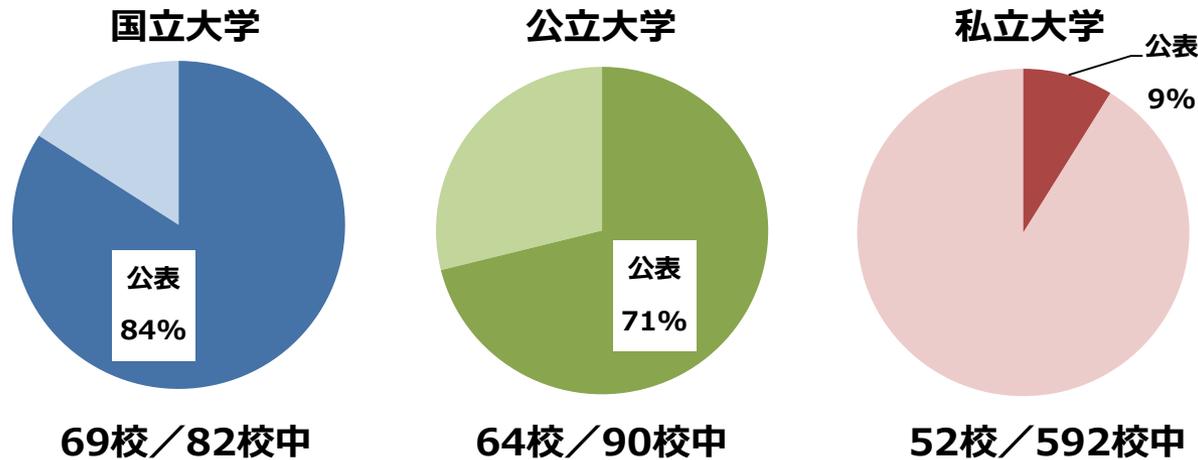
2. 英語資格・検定試験は「出願資格」か「得点換算」が多数

- ◆ 次の方法のいずれか、または双方を組み合わせたの活用が基本。現状は①または②が多数です。
 - ① 「出願資格」：一定水準以上の認定試験の結果を出願資格とする
 - ② 「得点換算」：英語試験の得点に加点する

3. 出願目安となるCEFRレベルは？

- ◆ 「出願資格」としての利用の場合は「A2」を課す大学が多数。
=英検であれば準2級相当です。
- ◆ 「得点換算」（加点・みなし満点等）の場合は各大学によって基準が異なるため、それぞれ確認が必要です。

入試情報公表状況



- ▶ 国立大は8割以上、公立大は7割以上が2021年度入試に関して何らかの情報を公表済み。ただし、詳細を公表している大学は少なく、大きな方向性（共通テスト記述や英語認定試験の利用の有無etc.）を示す程度に留まっている大学が多い
- ▶ 私立大は公表が遅れており、592大学のうち52大学（9%）に留まる。早慶が方向性を公表済み

英語認定試験*の活用方法

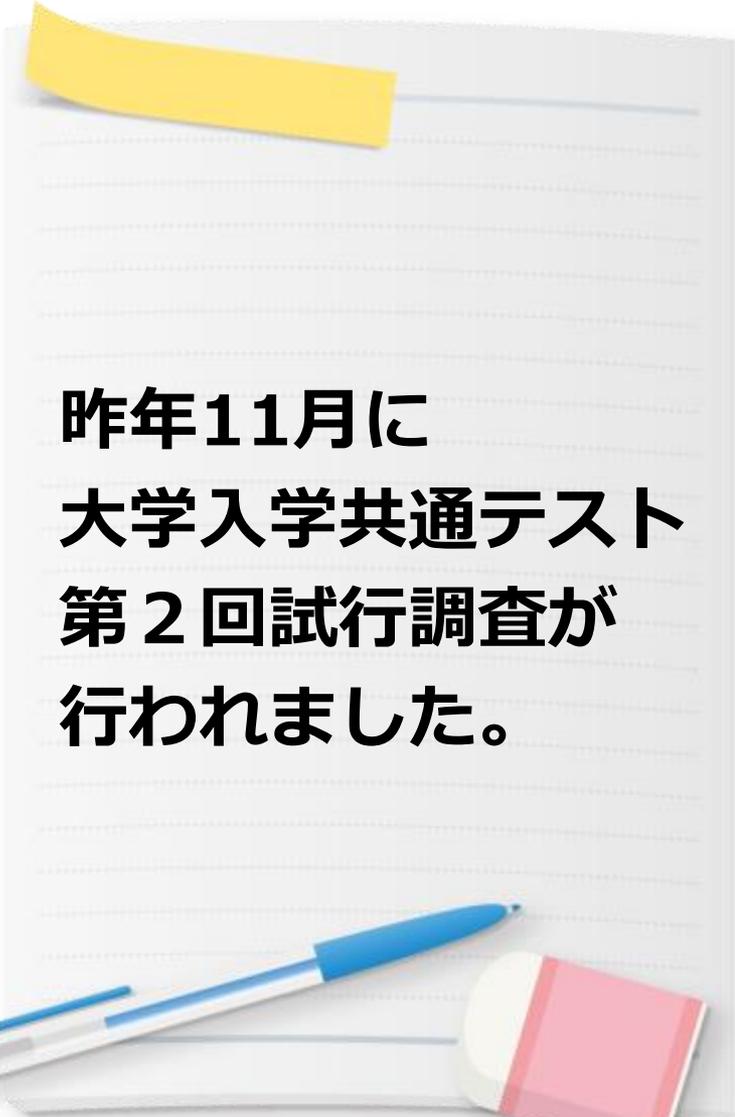
	国立大学	公立大学
①出願資格	16校 (24%)	3校 (6%)
②得点換算して加点	21校 (32%)	12校 (22%)
③「①」+「②」	8校 (12%)	1校 (2%)
④利用しない	1校 (2%)	3校 (6%)
⑤検討中	20校 (30%)	35校 (65%)

- ▶ 国立大の多くは、国立大学協会がガイドラインで提示した3パターンの活用方法（①～③）に則っている
- ▶ 出願資格として利用する国公立大のうち、具体的な基準を示している大学では、要求するCEFRレベルはA2以上とするところが多い

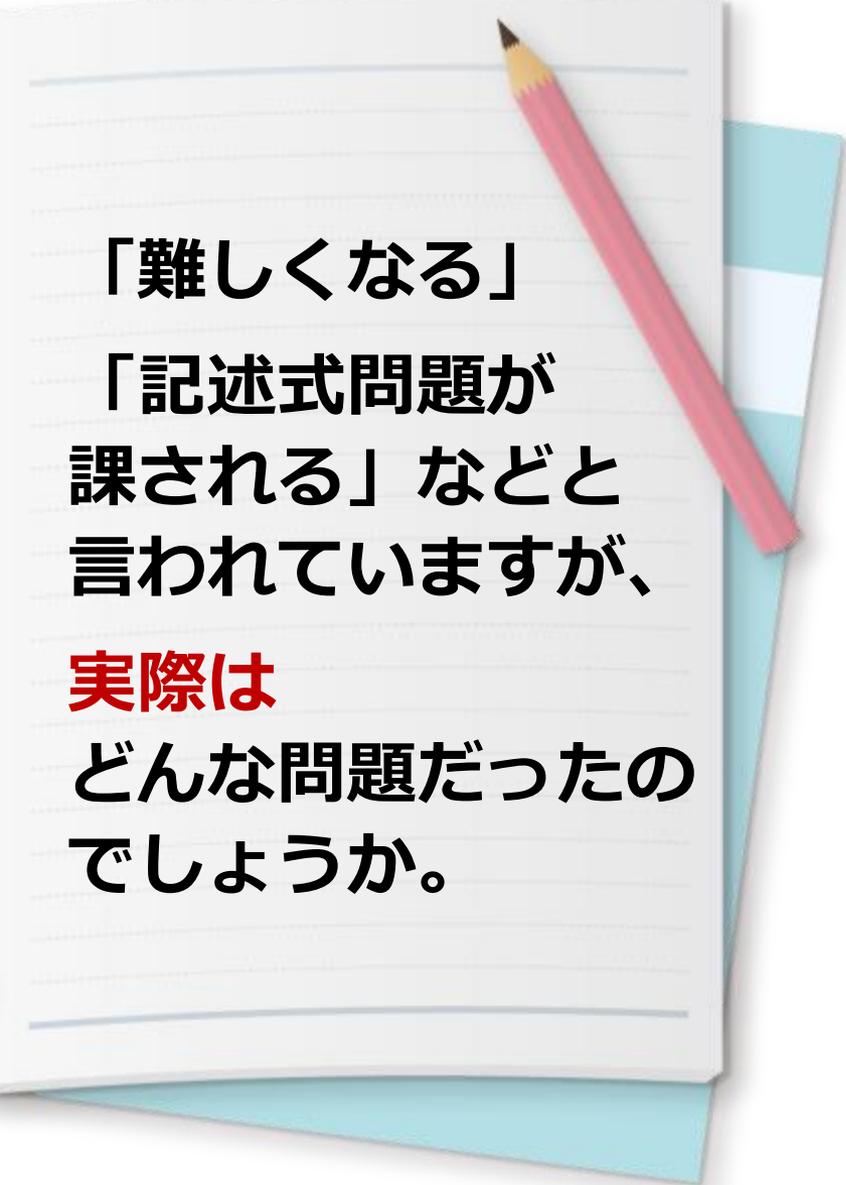
*大学入試センターにより「大学入試英語成績提供システム」への参加要件を満たしていることが認められた資格・検定試験

※英語認定試験の利用を表明している大学の中での活用方法について集計

Ⅱ. 大学入学共通テストの特徴



昨年11月に
大学入学共通テスト
第2回試行調査が
行われました。



「難しくなる」
「記述式問題が
課される」などと
言われていますが、
実際は
どんな問題だったの
でしょうか。

■ 試行テスト問題例 〈現代文〉

国語<第2問> 問6 (現代文)

次の【資料Ⅰ】は、【資料Ⅱ】と【文章】を参考に作成しているポスターである。【資料Ⅱ】は著作権法（2016年改正）の条文の一部であり、【文章】は名和小太郎（なわこたろう）の『著作権2.0 ウェブ時代の文化発展をめざして』（2010年）の一部である。これらを読んで、後の問いに答えよ。

問6 【資料Ⅰ】の空欄〔 a 〕に当てはまるものを、次の①～⑥のうちから3つ選べ。ただし解答の順序は問わない。

- ①原曲にアレンジを加えたパロディとして演奏すること
- ②楽曲の営利を目的としない演奏会であること
- ③誰でも容易に演奏することができる曲を用いること
- ④観客から一切の料金を徴収しないこと
- ⑤文化の発展を目的とした演奏会であること
- ⑥演奏を行う楽団に報酬が支払われないこと

著作権のイロハ

著作物とは（「著作権法」第二条の一より）

【資料Ⅰ】

- 思想または感情を表現したもの
- 思想または感情を「創作的」に表現したもの
- 思想または感情を「表現」したもの
- 「文芸、学術、美術、音楽の範囲」に属するもの

著作物の例	言語	音楽
	<ul style="list-style-type: none"> ・小説 ・脚本 ・講演 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・楽曲 ・楽曲を伴う歌詞 等
舞踏・無言劇	美術	地図・図形
<ul style="list-style-type: none"> ・ダンス ・日本舞踏 ・振り付け 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・絵画 ・版画 ・彫刻 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・学術的な図面 ・図表 ・立体図 等

著作権の例外規定（権利者の了解を得ずに著作物を利用できる）

〈例〉市民楽団が市民ホールで行う演奏会

【例外となるための条件】

a

■ 試行テスト問題例 〈現代文〉

16 表3に示した以外の著作物に対する操作を著作物の「使用」と呼ぶ。この使用に対して著作権法ははたらかな

キーワード	排除されるもの
思想または感情	外界にあるもの(事実、
創作的	ありふれたもの
表現	発見、着想
と	文芸、学術、美術、音楽の範囲
	実用のもの

【文章】

1 は最初の作品を何らかの実体——記録メディア——に載せて発表する。その実体は紙であったり、カンバスであったり、空気振動であったり、光ディスクであったりする。この最初の作品をそれが載せられ

表1 著作物の定義

- ① 定義していることとなる。そのエッセンスとは何か。記録メディアから剝がされた記号列になる。著作権が対象とするものは原作品ではなく、この記号列としての著作物である。
- ② 論理的には、著作権法のコントロール対象は著作物である。しかし、そのコントロールは著作物という概念を介して物理的な実体——複製物など——へと及ぶのである。現実の作品は、物理的には、あるいは消失し、あるいは拡散してしまう。だが著作権法は、著作物を頑丈な概念として扱う。
- ③ もうひとつ言。著作物は、かりに原作品が壊されても盗まれても、保護期間内そのまま存続する。また、破れた書籍のなかにも、音程を外した歌唱のなかにも、現代のプラトニズム、とも言える。
- ④ 著作物は、多様な姿、形をしている。繰り返せば、テキストに限っても
- ⑤ 著作物について眼をつむれば——それは神話、叙事詩、叙情詩、法典、教典、書、歴史書、新聞記事、理工系論文に及ぶ。いっぽう、表1の定義にガッパを上記の例示から拾うと、もつとも(イ)テキゴウするものは叙情詩、逆に、定

表2

は高く、したがってその著作物性——著作権の濃さ——は高い。

… (【文章】全5ページ)

【資料Ⅱ】

【資料Ⅱ】

「著作権法」(抄)

(目的)

第一条 この法律は、著作物並びに実演、レコード、放送及び有線放送に関し著作物の権利及びこれに隣接する権利を定め、これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もつて文化の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 著作物 思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。
- 二 著作者 著作物を創作する者をいう。
- 三 実演 著作物を、演劇的に演じ、舞い、演奏し、歌い、口演し、朗詠し、又はその他の方法により演ずること(これらに類する行為で、著作物を演じないが芸術的な性質を有するものを含む。)をいう。

(技術の開発又は実用化のための試験の用に供するための利用)

第三十条の四 公表された著作物は、著作物の録音、録画その他の利用に係る技術の開発又は実用化のための試験の用に供する場合には、その必要と認められる限度において、利用することができる。

(営利を目的としない上演等)

第三十八条 公表された著作物は、営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金を(いずれの名義をもつてするかを問わず、著作物の提供又は提示につき受ける対価をいう。以下この条において同じ。)を受けない場合には、公に上演し、演奏し、上映し、又は口述することができる。ただし、当該上演、演奏、上映又は口述について実演家又は口述を行う者に対し報酬が支払われる場合は、この限りでない。

(時事の事件の報道のための利用)

第四十一条 写真、映画、放送その他の方法によつて時事の事件を報道する場合には、当該事件を構成し、又は当該事件の過程において見られ、若しくは聞かれる著作物は、報道の目的上正当な範囲内において、複製し、及び当該事件の報道に伴つて利用することができる。

大学入学共通テスト 出題の方向性

◆ 河合塾 『平成30年度試行調査（プレテスト）分析』より

▶ 複数の資料を 読む

提示された文章や資料等を読み解き、必要な情報を組み合わせて思考・判断させる問題

▶ 日常生活と 関連づける

学習の過程を意識した場面設定（高校の授業や日常生活の場面など）で、知識の理解や思考力を問う問題

▶ 教科書に 載っていない

初見の資料等の題材で、これまで身に付けた知識の理解や思考力を問う問題

▶ 正しいものを すべて選ぶ

当てはまる選択肢をすべて選択させる問題、解答が前問と連動して変化する問題など、新たな解答形式

▶ 記述する

【国語】 30字、40字、
80～120字 各1題
【数学】 数式を記述する問題
／問題解決のための方略等を
端的な短い文で記述する問題

▶ リスニング 重視の英語

◆リーディング◆
「読むこと」に特化。発音、
アクセント、語句整序の出題
なし
◆リスニング◆
アメリカ英語以外の音声も。
より自然な読み上げ

■ 共通テストの特徴と必要な力

◆ 共通テストの特徴

会話文

複数の資料・データを読む

複数の資料・データを読む

日常生活からの出題

記述式問題

◆ 必要な力

情報処理能力

思考力

主体的に物事を考える力

表現力と記述力

共通テストでは特に「**思考力**」と「**表現力**」、特有の「**形式**」に対応する力と「**主体的な学習態度**」が必要です。

■ 共通テスト攻略に必要な学力とすべきこと

アドバイスタイトム
月例面談等

③ テーマ別講座

共通テスト対策講座

共通テスト対策

- ✓ 素早く読む力
- ✓ 情報分析力
- ✓ 情報処理能力

共通テストに特化した対策が必要です。

主体性・自立性



主体的・自立的な学習態度

自ら課題を発見し解決する姿勢が、解答を導く力となります。

出題形式に対応する力

表現力

② 総合講座

記述式問題や、スピーキング、ライティングに対応する力です。

② 総合講座

思考力・判断力

共通テストでは特に重視されている力です。

思考力・判断力・表現力

① 単元別講座

知識

思考力・判断力・表現力の基礎となります。

知識、技能

マナビスでの学習で、共通テスト攻略に必要な学力・能力・態度を養成します。今回はその学習計画を詳しくご説明します。